

平成26年8月26日

第22期

第2回 農業委員会総会

議 事 録

苫小牧市農業委員会

平成26年8月26日午後2時、第2回苫小牧市農業委員会総会を市役所第2庁舎2階22会議室において招集したが、出席した委員及び議事の内容は次のとおり。

委 員	今 泉 宏 治
	及 川 末 男
	亀 谷 正 司
	野 村 真理子
	松 井 雅 宏
	五十嵐 堅 司
	黒 坂 章
	北 岸 由利子
	山 内 幸 子
	山 本 まり子
	丹 羽 秀 則

事務局	林 崎 局 長
	野 表 次 長
	大 嶋 主 幹
	山 田 主 事
	松 本 事務員

林崎局長

定刻より若干早いのですが、ただいまから第22期第2回苫小牧市農業委員会総会を開会いたします。本日は、佐久間委員、谷口委員から他の用務のため欠席するとの届出がありました。従いまして、本日は在任委員13名中11名が出席されており、農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数に達しておりますので、会議が成立したことをご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶を頂き引き続き農業委員会会議規則第4条の規定により会議の議長をお願いいたします。

会 長

皆さん、本日は大変ご苦勞様です。お盆が過ぎて涼しくなり、大変過ごし易い天候になって参りました。これから秋の収穫という事ですが、作っている側にとっては霜は出来るだけ遅く、良い作物が収穫出来るよう願っているところでもあります。雨、あるいは風、台風、集中豪雨と色々ありますが、苫小牧は幸いにも被害は無かったと聞いております。そういった中、昨日、道農業会議の臨時総会があり全道の会長が集まり私も出席して参りました。委員の改選に伴い3年毎に開催されているものですが、珍しく紛糾しまして長時間に亘り議論されました。皆さんもご存知のように、規制改革会議が出した農業委員会に対する諮問が閣議決定されたという事で、全道の農業委員会から集めた意見、要望を集約した内容に対し、違うのではないかといった意見があり随分議論されました。先日の研修会でもお話をしましたが、道農業会議から規制改革会議で出された内容を含めて今後のあり方についてのアンケート調査が来てました。それに対する回答が全道から集まり、全部は来ていないのですが6～7割の集計結果では、殆どが反対だという内容が多かったようです。それを踏まえて、十勝の人達、あるいは後志の人達から、この場で絶対反対という決議をしようといった意見が出され議論されましたが、結局、事務局側が原案を作っていませんでしたので、本日開催されている常任会議で原案を作り進めて行きたいという事で何とか収まりまして、延々5時間程の議論となりました。何れにしましても、北海道の農業委員会としては確りやっている。県によって色々あり、それが一番ネックになっているといわれていますが、そういう事を含めましてどのようになるか分かりませんが、道農業会議としてはその様に進めて行くという状況になっております。そんな中、今日の午前中、私のところに、新しく農業生産法人を作り美沢に進出したいという会社の代表と関係者が相談に来られました。農業委員会の事務局の方にも挨拶に来られたと思います。詳しい内容は未だのようですが、企業として具体的な計画もあるようです。地域としては、新たな会社が進出して来ると

いう事については大歓迎で、確りやって下さいとお話しして来ました。新たな方が農業に参入されるという事は非常に嬉しい事であります。その他、今月中頃に昨年の鹿の捕獲状況についての結果が出ておりました。全道的に鹿を減らし、2年後には56万頭から36万頭程度までに減らしたいという目標が掲げられていまして、有害駆除という事で沢山捕獲されています。環境省関係における一般狩猟については減ってきている。総体的には目標頭数には至っていないのが現状でして、それには色々な事がある訳ですが我々農家や被害にあっている方にとりましては、総体的に減らす対策を講じなければ本当の意味が無いと感じているところであります。色々ございましたが、本日は、結構な案件がございますのでよろしくご審議をお願いします。それでは、農業委員会会議規則第13条の規定による本日の議事録の署名委員さんを指名させていただきます。3番亀谷委員さん、4番野村委員さん、よろしく願いいたします。

これより、議案審議に入ります。

報告第1号「現況証明願いの専決処分について」事務局説明をお願いします。

大嶋主幹

報告第1号「現況証明願いの専決処分について」

～議案書を朗読し内容を説明。

当該地は、いずれも市街化区域にございますので、「現況証明願い事務処理要領」第3条第1号の規定により会長専決処分としたものでございます。

会 長

ただいまの報告第1号について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

ないようですので質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第1号については、承認することとしてよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、報告第1号については、承認することと決定いたしました。

続きまして、議案第1号「農業生産法人要件の確認について」事務局説明をお願いします。

大嶋主幹

議案第1号「農業生産法人要件の確認について」

～議案書及び要件確認書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの議案第1号について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

ないようですので質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号については、原案通り決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第1号については、原案のとおり農業生産法人として適格であると決定いたしました。

続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の作成要請にについて」、3件ありますが、事務局説明をお願いします。

大嶋主幹 議案第5号「農用地利用集積計画の作成要請にについて」

3件ございますが、借主が同一の更新に係る案件でございますので一括して説明させていただきます。

～議案書及び調査書を朗読し内容を説明。

会 長 それでは、まず議案第2号の1について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

ないようですので質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号に1については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号の1については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号の2について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

ないようですので質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号に2については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号の2については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号の3について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

ないようですので質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号に3については、原案のとおり決定することにご

異議ありませんか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第2号の3については、原案のとおり決定いたしました。  
続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
事務局説明をお願いします。

大嶋主幹

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
～議案書及び調査書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査委員の野村委員からご報告をお願いします。

野村委員

8月12日、申請者立会いのもと、私のほか3名の調査委員で現地を調査しましたが、申請内容に相違ないことを確認しましたので報告します。

会 長

ただいまの議案第3号について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

ないようですので質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第3号について、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

議案第3号については、原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第4号「苫小牧市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について」、事務局説明をお願いします。

大嶋主幹

議案第4号「苫小牧市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について」

～農地法の改正に関する資料及び議案書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの議案第4号について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

ないようですので質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第4号について、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

議案第4号については、原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第5号「苫小牧市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見について」、事務局説明をお願いします。

大嶋主幹

議案第5号につきましては、農業水産課の野表主査からご説明いたします。

野表主査

議案第5号「苫小牧市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見について」

～添付資料の「見直しの概要」、「改正に係る新旧対照表」及び議案書を朗読し内容を説明。

会 長

ただいまの議案第5号について、ご意見、ご質問はございませんか。

北岸委員

良く解らないのでお聞きしたいのですが、基本構想が、私の受け止め方は、北海道から市町村が中心となって、何か権限委譲をしたような感じで受け止めていたのですが、これを見ますと、公告までの手順の中では飽くまでも振興局の同意によって基本構想を決定公告するとなっていますが、従来の物とどのような違いがあるのか、手続き上の事が解らない。結局は、農業会議や協同組合中央会が意見を具申されて、それが又、苫小牧市に投げ掛けられて、初めて同意によって基本構想が公告されるという事が1点と、それから2の(3)とか新旧対照表にも出て来るのですが、青年等あるのですが、どの辺を青年等というのでしょうか、例えば女性の問題もあると思うので、青年の育成とか色々あり次世代の育成だと思っております、新規就農に対して青年等の目標というか、等の範疇が何処まで入るのかという事と、3番目は、利用集積に関する目標が95%というのがありましたが、平成35年の北海道に準じたという事で、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標が95%、北海道の集積目標に合わせたものという説明がありましたが、これは苫小牧市にも勿論適用されると思うのですが、その辺の根拠が解らない事と、以前は、おおむね85%という目標数値だったと思うのですが、その辺も何か良く解らないのですが。

会 長

3件についてお願いします。

野表主査

先ず手順について説明した時に多少説明不足がありまして、最初にお話しした青年等が新たに農業を始める計画の認定を、今迄は北海道がしていたのですが、この基本構想が公告されてからは各市町村に任されるという事だけが、北海道から市町村に移った事務でございます。それ以外の事に関しては、北海道から受け継いだというか渡された仕事はありません。今回、基盤強化法が変わり、それに準じて北海道は基本方針という名前で北海道の農業の構想を作る事になっています。それは4月1日で公表されているのですが、それを参考というか、その範囲の中というか、それで各市

町村もそれぞれに基本構想を作りなさいという事になっています。基盤強化法の中で、都道府県で作る基本方針と市町村で作る基本構想というのがあります。その整合性を取るという事で北海道の同意を得るという流れになっています。ですから、北岸委員が仰ったような権限委譲とかでなくて、この中の青年等就農計画の認定審査だけが各市町村に移って来たという流れになっています。北海道の方も農業委員会の上部団体の方に意見を求めて、その意見を基に、同意書は各振興局に任されているようですが、北海道としても北海道の農業に関する上部団体としても各市町村の基本構想がおかしなものではないという判断をした時に、変えても良いという事で各市町村が変えられるという流れになっています。手順をもう一度ご説明した形に成りますが、よろしいでしょうか。

会長  
野表主査

青年については。

各市町村の仕事としてやりなさいとやって来たものは、青年の経営開始計画だけになっております。

会長  
野表主査

青年の範囲は。

青年等なのですが、個人もそうなのですが法人も対象になっています。年齢は一応45歳までが基本となっていて、農業経営の目標達成をどう判断されるかで、農業を始めた方に対して補助をしてあげられる、してあげられないの判断が出て来るので、「等」になって広がっています。

北岸委員  
野表主査

幅広く捕らえられるという事ですね。

そうです。

亀谷委員  
野表主査

弾力的にという事ですね。

こちらのメニューだと、この辺のところが見られるとか色んなものがあるって、そのようなものに弾力的に対処出来るように、等というのが使われていると思います。

松井委員  
野表主査

95%とは。

実は、こちらの本文でも、今現在、中心的な経営体の方の集積は71%となっていて、正直申し上げますと83%を変更せずに据え置こうと思ったのですが、振興局に何回か相談している中で今回は変更しませんと一番最初の案を送りましたら、90%以上にして頂きたいとの要望がありました。その理由としては、農地中間管理機構が出来た事で10年後には遊休農地も無くしたい、中心的な経営体への集積も95%にしたいという事が北海道からも示されていて、逆に90%にする理由が見つかりませんでした。振興局の方からも、目標は基本構想の目標なので、変な言い

方ですが達成されなかった場合に何かあるという事はありませんので、目標としては如何ですかといったお話がありまして、そう致しました。実際は農業者さんが経営を拡大したいとか、この農地を使ってもらいたいという事がない限り集積は進んで行かないので、そればかりは、ごり押しして市の方でどうにかしたいという事ではございませんけれども、飽くまでも目標としてこのような数字を基本構想に載せて頂きました。

北岸委員 北海道は広いのに、それぞれの自治体の実情があると思うのですが、本当は実情に併せた目標にするのが大事かなと思うのですが。

野表主査 今、83%の目標があって、それに至っていないという現状を説明したのですが、北海道の許可を得たり農業公社の同意を得る為にも90%以上の数字を載せて欲しいというのが希望でした。

北岸委員 北海道と苫小牧の整合性を合わせる為の数字というような感覚ですね。

野表主査 今回は、そうするしかないと思っています。

北岸委員 現実的に中間管理機構は動き出しているのでしょうか、具体的なものは。

野表主査 今、借受したい方の公募が9月1日から30日までの間で始まります。農業委員さんの中で、近隣の方を含めて農地を借りたいと思っているが、未だ具体的な土地がない、中間管理機構が出すというリストを見てから手を挙げると思っている方がいると思うのですが、中間管理機構は借り手が先に手を挙げる方法になっています。借りたい土地が具体的に無くても、借りるかも知れないと思った方は受け手として公募に応募して頂くようになっています。公募期間が今年は6月にありましたが、例年は5月と9月の2回で各1ヶ月間しかありません。農業者の方々には、簡単なパンフレットを中間管理機構の担当から送付しております。

会 長 亀谷委員さん。

亀谷委員 北岸委員さんの質問と多少重複するところもあると思うのですが、まず1点目ですが、法律が施行されたのが4月1日で9月30日までに公告するとなっていて4月1日から作業が始まっていたと思うのですが、たまたま今回は委員の改選があり、古い委員と新しい委員の切替時期だし非常に専門的には色々有り、あと一月も無いですよ、今日は8月の20日過ぎですから。これから、先ほどの一連の公告までの取り組みで、農業者だとか関係団体というか、そういうものの全ての手続きを、例えば、望ましいという事もあるので何処までやるかという事は、その辺の実態に併せてやらざるを得ないとは思いますが、最終的には基本構想で決定する事が一番大事な事だと思いますので、ここまでの手順を見ますと、ちょっと

遅いとか早いとかではなくて、もう少し余裕を持った進め方がと、中身については読めば大体解るのですが3回から4回読まなければ、中々理解できない部分もありますので。今回は、先程も申し上げましたが委員改選もあり新しい委員さんも居りましたので、普通こういうものは、もう少し中身について皆さんが解るような時間的な余裕が本来なら必要だったと思います。それから、今回の促進法の改正の概要とは農地中間管理機構の創設とそれに伴う青年の新規就農者が少なく、例えば1万人から2万人増やすとか国が一つの目標を立てている。2の(2)農業経営基盤の強化の促進に関する目標として所得水準とか労働時間が挙げられているが、中々難しいところがあって、例えば、主たる従事者は2,000時間となっているが、これは週42時間をベースに考えていると思う。220万円の収入についても、440万円の一般平均値を単純に半分にしたようにも思える。そういうところを一つ一つ見ていくと、かなりきついところもあるし現実的にどうなのかというところもある。市町村が市町村の構想として決定出来るというか、大前提を持つという事については、以前と違った形でかなり負担が大きくなると思いますので、こういう事について市町村市町村の柔軟性とか地域の特徴に併せて調整出来るという事については、かなり今迄以上に前向きというか進歩していると思います。只、資料が分厚い物ですから全部は頭に入っている訳ではありませんが、改正したところは目につくようになっていきますので、中身を全部理解した上で議論する事が一番大事な事だと思います。今後も同じ様な事があると思いますので、是非、事前に十分説明して頂ければと思います。

林崎課長

26年4月からの短期間という事で、全道の市町村からは時間的に無理があるという事で、かなり反発が出ていることは事実です。道から基本方針が示され、6ヶ月以内に基本構想を変更しなさいという事で、時間的に無理がある中で他の市町村もかなりタイトでやっていると思います。近隣の市町村でいいますと、普及センターに相談しながら進めているのですが苦小牧も厚真も鶴川も同時期に重なりまして、普及センターの職員もパンク状態になっていまして、普及センターも道職員でして振興局も道職員でお互いがみ合っているような状態の中で作っているのが現状で、苦小牧市が遅いという訳ではありません。委員の選挙が重なっていた部分もあるのですが、鶴川と安平は選挙がありませんでしたので若干リードしていた部分はあったと思いますが、他の所はピッタリぶつかって普及センターも振興局もカリカリになった状態でした。二つ目の数字のベースですが、普

及センターさんとか振興局さんの意見要望も入っているのですが、これらの数字のベースというのは、例えば、農家さんが資金を借り利子補給を受けたい時に、この数字を達成したいので利子補給を受けたいですよというようにベースになる数字となっています。数字が低く設定されていますと、達成されているから利子補給を受けられる資金を借りなくても良いのではという事になる。利子補給に関する会議が苫小牧にあり胆振にあり道にある訳ですが、それらの会議の関係する数字の情報を頂きながら現状の目標としております。低く設定すると、そういう事がおきますし、高く設定しますと農業が成り立たなくなるといった指摘が出てくるものですから、その辺の中間を取り、色々な農業形態の人が、例えば、規模拡大をしたいとか、新たに農業を始める時の数字とか、農協さん等から頂いた数字を積み重ねて作り上げた数字となっています。

亀谷委員

只、苫小牧は色々な経営形態がありますので、例えば、米どころは米一筋で、酪農地帯は酪農ですが、樽前、錦岡方面は施設園芸、肉牛をやっていますが、美沢、植苗方面は酪農、畑作、豚もやっています非常に幅広い。苫小牧市としても、その辺丁寧にやっているかということ、前回にも指摘されたように、そういう点ではやる気が無いところが・、こういう発言はすべきではないと思うが、変わっていないと思われぬようにして頂きたい。

会 長

有難うございました。ご意見として伺います。恐らく中間管理機構を早く機能させなければならぬという事で、これが無ければ先へ進めない。肝いりでやった事ですから、これをキチンとして置かなければ。

亀谷委員

これをやらなければ、今の不安は解消されない。

五十嵐委員

よろしいですか。

会 長

はい。五十嵐委員さん。

五十嵐委員

この様な構想を作る時は、何か基本となる数字のベースみたいな物があると思うのですが、恐らく道あたりから、例えば、酪農なら10年後に乳価が幾らになるといったベースになる数字が基本的にあると思う。そうでなければ、450万とか220万とかの数字は出て来ないと思う。恐らく我々が見てて、45歳で退職し新規就農し、奥さんと子供がいて220万の収入なら貧乏人だろうと、したら辞めろという事になる。現実的な問題として。

林崎課長

やり方的な部分でいいますと、北海道からベースを作る為のシステム的なものが配布されていまして、それに数字を打ち込みますと自動的に目標

値等が出て来るようになっていまして、苫小牧で打ち込んだ結果、疑問と思われる数字が出て来た場合、普及センターや振興局に問合せ調整の繰り返しを4月、5月頃から行って来た結果が、苫小牧市の数字となっています。ベースと成っている数字は、道が作った資料にはあるのですが、経営形態等の部分で反映される市町村とか反映されない市町村がありまして一つにまとまらない状態で、それを個別に調整しながら作ったという流れです。

亀谷委員            ちょっと難しくなりますが、今、五十嵐さんがいわれたように、逆に生活水準を見ると現実離れしている。

五十嵐委員            ベースになる数字が知りたいと思う。例えば、米1俵幾ら、豆1俵幾ら、牛乳1キロ幾らといったベースになる数字があれば。

林崎課長            向こうから来たベースの数式は後程出せると思うのですが、それでやりますと1日36時間働かないとその数字にならないとか。

亀谷委員            それなら農業を馬鹿にしている。

会 長                形式的なところがある。

亀谷委員            現実と書いた物とは、いっている事は解らない事は無いが、ちょっと、農業をそれだけ低く見られているとなると、新規就農者なんかは出て来ない。一方では新規就農者を積極的に増やそうといっているが、出ている数字を見ると、ちょっとね。道は単独でやっている訳ではなく、日本商工会議所等ともすり合わせ行っていると思う。

松井委員            ちょっと質問したいのですが。

会 長                はい。松井委員。

松井委員            中間管理機構の関係と具体的な数字が色々出ているので、以前には無かった数字が色々出ていて良い計画だと思ったのですが、システムだとか総合振興局だとかを聞いて、ちょっとがっかりしながら聞いていたのですが。そうはいつでも、苫小牧の基本構想ですから何点か聞きたいのですが、例えば、新旧対照表の目標の中に、当該青年等を年間1人確保するとか、今お話があった所得の関係とか、農業法人を5年間で2に等、具体的な目標があります。青年就農給付金関係では、17ページの先ほどお話がありました95%、26ページになりますが、地域での青年等の確保に向けた取り組み、更には教育機関や教育委員会と連携しながら農業の普及等に取り組むといった様々な取組が具体的な項目が示されている。この基本構想は、先程もお話がありましたが22年に出来て、今回、中間管理機構等があり一部手直しをして、又、続けるという事ですが、その目標に対して市の取組がどうであったかというところで、PDCAサイクルではありませんけ



して行かなければならないと思うのですが、分りますか。

林崎課長  
松井委員  
林崎課長

基本計画に載っている事が達成されているかどうかという部分を・・  
チェックしていかなければ。

はい。目標というか、先程の振興局さんとのお話もありましたが、例えば、農用地の利用に占める目標95%に向かって行かざるを得ないのですが、それが無かった時に、本来なら93%を達成出来たというような動きの意味合いだと思うのですが、それらを個別に市として取組んでやって行かなければと思っております。

松井委員

毎年、取組んで行くのですね、市として。これに基づいて見直しをしていく。

林崎課長  
松井委員

はい。

そうすると、これに近づけて行く取組が農業政策で、基本構想に対して農業政策をそれに近づけるという事をやって行くという訳ですから、どれだけ近づいているかを検証していかなければならないと思うし、いわれた数字だから、目標は目標だからというものでもないと思うので、それを何処かで議論して検証していく。又、次に繋げて行くといったサイクルが必要だというような意味合いです。只、この計画の中身は、何処かが減ったかといって見直すといった物ではないのですね。

林崎課長  
会 長

元々そういう物ではありません。

余談になりますが、これらの数字は理想なのですが、それは逆に各市が施策する為に、各市が色々な施策を、先程も出たが農家が資金を借りたいとか、補助金を出すといった時に各農家から上がって来た書類を審査する参考資料でしかない。要するに、苫小牧市がこれに向けて何とか農家の所得等を上げていこうという事ではない。そんな事をしたら予算が幾ら有っても足りない。ですから、形式だと見るしか私はないと思う。出た数字でトラクターの台数でもこれより多い人もいれば少ない人もいる。どうするかといったら真中当りを見るしかない。

松井委員

そういう事ではなくて、ここに書かれている新規就農者が年間1人とか農業法人を5年間に倍にするといった目標に対する取組みは、黙っていても良いのかという事なのですが。議会でもよく議論になるのですが、計画は計画ですからといわれ空回りするのですが、そういう事ではなく、せっかくの計画ですので、それに向けて行くにはどうしたら良いかを考えて行かなければ成らないし、チェックして行きましょうという事です。

会 長

天候によって変わったり、状況によって変わるから、市の方で農家の所

得を調べて歩かなくてはならない。

亀谷委員

基本的な考え方は、基盤強化促進法の基本構想を評価するというのは、長い間積み重ねて来た事と農業委員会が毎日取組んでいる農家の経営状況を検証、分析し毎年見直し改善しながら良くして行こうという事をいわれていると思う。その為に、1年が良いのか2年おきが良いのか分かりませんが、そういう判断をする場と効率的なやり方をする方法を考えられたらどうですかという事だと思います。

会 長

道の施策を計画した人が、替わったら変えていた。今迄もそうです。施策が変わったから基本方針も変えるというのが今迄の流れです。ですから、農家の実態がこれに合っているか合っていないか、それに引き上げて行く事ではなくて、何か色々な施策が必要な時にこれを活用していく事が一番だと思います。色々のご意見がありましたが、これを斟酌して出来る事は考えて頂いて、我々に無関係でもありませんので、ご意見も沢山出ております。十分斟酌して下さい。

それでは、議案第5号「苫小牧市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見について」質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

それでは、議案第5号について、原案のとおりとすることにご異議ありませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

議案第5号については、原案のとおり決定しました。

続きまして、その他の(1)「管内農業視察研修について」事務局説明願います。

大嶋主幹

その他の(1)「管内農業視察研修について」

～資料No.3にて内容を説明。

～出欠者を確認。

会 長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

ないようですので質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

次に、その他の(2)「農地パトロールについて」事務局説明願います。

大嶋主幹

その他の(2)「農地パトロールについて」

～資料No.4にて内容を説明。

会 長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問はございませんか。

亀谷委員 確認ですが、重複して見るようになっているが、個別に見るという事ですね。

大嶋主幹 二人の別々な目で見て頂きたいので、個別にお願いします。

山本委員 それぞれで行って見るという事ですね。

会長 そうです。二人が別々な目で見る事によって見解の相違により判断が分かれる事もあります。以前にも判断が分かれた事はありますが、それは、全体調査で判断される事になります。よろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

次に、その他の(3)「第3回農業委員会総会の開催について」事務局説明願います。

大嶋主幹 その他(3)「第3回農業委員会総会の開催について」

会長 ～9月26日(金)午後2時開催を決定。

大嶋主幹 その他、事務局より何かございませんか。

会長 農業委員等の公務災害補償制度の加入について報告します。

会長 ～別紙パンフレットにて概要を説明。

会長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

ないようですので質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

その他、事務局より何かございませんか。

大嶋主幹 「農業委員会等に関する法律」の改正に向けた組織検討について報告します。

会長 ～資料No.5にて検討結果を報告。

会長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」との声あり)

ないようですので質疑を終了してよろしいですか。

(各委員から「はい」との声あり)

その他、事務局より何かございませんか。

林崎課長 前回の総会で、松井委員さんから要望がありました植物工場に関する資料提供について報告します。

会長 ～資料にて、■■■■■■■■及び「莓」工場について説明。

同じく、松井委員さんからご指摘がありました現況証明願いについて報告します。

会長 ～資料にて、現況証明書の発行までの流れを説明。

松井委員            その辺は、解るのですが。

五十嵐委員        先程の、報告第1号の現況証明は、ときわ町の土地を、申請者は札幌の人で、所有者ではない訳ですね。

大嶋主幹            申請書では個人になっていますが、肩書きは■■■■■■で土地の關係の資格を持っていて、所有者から、その人が委任を受けております。

五十嵐委員        厚別区の方は、そういう立場の人ですか。

大嶋主幹            はい。

五十嵐委員        必ずしも、所有者でなくても申請が出来るという事ですか。

大嶋主幹            委任行為になります。

会 長                松井委員さんは、よろしいですか。

松井委員            私が思ったのは、会長専決だからタイムラグという意味ではそんなにないのですが、土地を早く動かしたいという人が、窓口2ヶ所に行く事になる。法務局と市と、申請を出しても100%認められる話しですから、簡素化出来る手法がないのかという意味で前回お話ししたのですが、これについては、私ももう少し勉強したいと思います。

会 長                その他、事務局より何かございませんか。

大嶋主幹            ■■前委員の永年勤続表彰について報告します。  
～12年間農業委員を務められたので、苫小牧市農業委員会表彰要領の規定により、表彰状及び記念品を贈呈する事を報告。

会 長                その他、事務局より何かございませんか。

                          それでは、暫時休憩とします。

                          < 暫時休憩 >

会 長                それでは、議事を再開します。

                          その他、事務局から何かございますか。

大嶋主幹            ありません。

会 長                皆様の方から何かございますか。

                          (各委員から「ありません」との声あり)

                          ないようですので総会を閉じてよろしいですか。

                          (各委員から「はい」との声あり)

                          それでは第2回農業委員会総会を閉じさせていただきます。大変有難うございました。

(午後4時05分閉会)

以上、会議の顛末を記録し、後日に証するためここに署名捺印する。

議 長 印

委 員 印

委 員 印